

## 埼玉県住宅政策懇話会設置要綱

### (目的)

第1条 社会経済情勢の変化や県民のニーズに対応した総合的な住宅政策を進めるため、埼玉県住宅政策懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討する。

- 一 今後取り組むべき県の住宅政策の基本方向、施策の内容等に関すること。
- 二 その他、県の住宅政策の推進上必要な事項に関すること。

### (組織等)

第3条 懇話会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

### (座長及び副座長)

第4条 懇話会に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、懇話会を代表し、会務を総括する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 懇話会は、座長が招集する。

- 2 会議は、必要に応じて随時開催する。
- 3 座長は、会議の議長となる。

### (部会の設置)

第6条 懇話会に、住宅政策に関する専門的事項について調査検討を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、座長が指名する委員をもって構成する。

### (専門委員)

第7条 座長が必要であると認めるときは、懇話会及び部会に専門委員を加えることができる。

### (庶務)

第8条 懇話会の庶務は、都市整備部住宅課において処理する。

(設置期間)

第9条 懇話会の設置期間は、平成28年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月21日から施行する。

別表

	氏 名	職 名
座長	大月 敏雄	東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 教授
副座長	佐々木 誠	日本工業大学工学部建築学科 准教授
	浅羽 理恵	NPO法人川口市民環境会議 代表理事 (川口市地球高温化防止活動推進センター 事務局長)
	内山 俊夫	株式会社エー・アンド・エム 代表取締役 (公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会 副会長)
	風間 健	株式会社高砂建設 代表取締役社長 (埼玉県住まいづくり協議会 会長)
	酒井 裕三	株式会社OKUTA 取締役執行役員 (一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会 副会長)
	松本 暢子	大妻女子大学社会情報学部社会情報学科 環境情報学専攻 教授
	森田 圭子	NPO 法人わこう子育てネットワーク 代表理事

(座長及び副座長以外は五十音順)